

新旧対照表

改正後

改正前

試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分) 氏名 _____

(平成 年分) 氏名 _____

本年分の試験研究費の額		①	判定基準となる試験研究費の額の明細		
増加試験研究費の特別控除額の計算	①のうち特別試験研究費の額 (⑬)	②	年 分	試験研究費の額	順位
	比較試験研究費の額 (⑭ ÷ (3又は年分数))	③	⑫		
	増加試験研究費の額 (① - ③) (① ≤ ③の場合は0)	④	前	平成	年分
	増加試験研究費の額の支出基準額 (④ × $\frac{15}{100}$)	⑤	五	平成	年分
	事業所得に係る税額	⑥	以	内	平成
②のない金額が合	$⑥ \times \frac{12}{100}$	⑦	の	平成	年分
②の金額がある場合	$⑥ \times \frac{12}{100} + ② \times \frac{15}{100}$	⑧	各	平成	年分
⑧と⑨のいずれか少ない方の金額	$⑥ \times \frac{14}{100}$	⑨	年	平成	年分
所得税額の特別控除額 (⑧と⑨のいずれか少ない方の金額又は⑤と⑩のいずれか少ない方の金額)	⑩	⑪	分	平成	年分
計	⑫	⑬	計	⑭	⑮

(平成15年分以降用)

本年分の試験研究費の額		①	判定基準となる試験研究費の額の明細		
増加試験研究費の特別控除額の計算	①のうち特別試験研究費の額 (⑱)	②	年 分	試験研究費の額	順位
	比較試験研究費の額 (⑲ ÷ (3又は年分数))	③	⑰		
	増加試験研究費の額 (① - ③) (① ≤ ③の場合は0)	④	前	平成	年分
	増加試験研究費の額の支出基準額 (④ × $\frac{15}{100}$)	⑤	五	平成	年分
	事業所得に係る税額	⑥	以	内	平成
②のない金額が合	$⑥ \times \frac{12}{100}$	⑦	の	平成	年分
②の金額がある場合	$⑥ \times \frac{12}{100} + ② \times \frac{15}{100}$	⑧	各	平成	年分
⑧と⑨のいずれか少ない方の金額	$⑥ \times \frac{14}{100}$	⑩	年	平成	年分
所得税額の特別控除額 (⑧と⑨のいずれか少ない方の金額又は⑤と⑩のいずれか少ない方の金額)	⑪	⑫	分	平成	年分
計	⑬	⑭	計	⑮	⑯

中費小企業特別者控除の試験研究費の計算

⑰

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項に規定する試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要項</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額（試験研究費に充てるための他の者から支払を受けた金額を控除した額。以下同じ。）を記載します。</p> <p>(2) 「③」欄には、前2年以内の各年のうちに事業を開始した場合には「3又は」を消し、「前5年以内の各年分⑩」欄の数が3以上の場合には「又は年分数」を消して記載します。</p> <p>(3) 「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、住宅借入金等特別控除（措法41）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(4) 「⑩」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容及び特別試験研究費の額を記載します。</p> <p>(注) 3 特別試験研究費の額が租税特別措置法施行令第5条の3第14項第1号、第2号、第5号に掲げる試験研究に係るものであるときには、租税特別措置法施行規則第5条の6第1項、第5項に定めるところによる証明書の添付が必要となります。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条（この制度は平成15年分から適用されます。）</p>	<p style="text-align: center;">試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第10条に規定する試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要項</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額（試験研究費に充てるための他の者から支払を受けた金額を控除した額。以下同じ。）を記載します。</p> <p>(2) 「③」欄には、前2年以内の各年のうちに事業を開始した場合には「3又は」を消し、「前5年以内の各年分⑩」欄の数が3以上の場合には「又は年分数」を消して記載します。</p> <p>(3) 「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $(\text{総所得金額に係る所得税額} - \text{配当控除}) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額 (注)}}$ <p>(注) この総所得金額は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(4) 「⑩」欄は、租税特別措置法第10条第2項の規定の適用を受けるときに記載します。</p> <p>(5) 「⑩」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容を記載します。</p> <p>なお、この場合に、その特別試験研究費の額が租税特別措置法施行令第5条の3第6項第1号から第3号までに掲げる試験研究に係るものであるときには、租税特別措置法施行規則第5条の6第1項に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要となりますので御注意ください。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条</p>